

市議会モニターからの意見・提言一覧

令和4年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答	所管委員会
1	R4.6.21	<p>【一般質問について】 一般質問の議題について、私的な問題について議題として取り上げ、公の場で議論する必要はないのではないか。</p>	<p>一般質問においては、市の一般事務について質すことが可能となっており、質問する議員が直接の利害関係を有する場合においても、当該事務が市や住民生活に影響を及ぼすと判断されれば質問を行うことができます。 今後の一般質問においては、ご指摘の趣旨に鑑み、質問する各議員が熟慮を重ね、市民の皆様にご納得いただける質問となるよう努めてまいります。</p>	議会運営委員会
2	R4.6.21	<p>【一般質問について】 一般質問でパネルを使用して説明を行う場合、傍聴席からは見えない。たとえパネルを使用して説明したとしても、市政の課題解決にはつながらないと思われる。パネルを使用する場合は、もっと工夫等が必要ではないか。</p>	<p>近頃の一般質問においては、説明の内容が視覚的に理解いただけるよう、パネル表示を用いる場合がございます。その場合、ご指摘のとおり、傍聴席からは見えないため、パネル表示と同じ内容を資料として印刷し傍聴者にお配りしております。 今後の一般質問でパネル表示を用いた説明を行う場合には、ご指摘の趣旨に鑑み、より市政の課題解決につながる充実した質問となるよう努めてまいります。</p>	議会運営委員会